

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2023年度第9号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2024年12月5日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2023年11月1日付け23町財活第237号の5(2023年度第9号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2023年8月17日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2023年8月31日付け23町財活第213号の3で行った非公開決定処分を取り消し、第5、3結論において公開可能であると示した部分については公開すべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2023年8月31日付け23町財活第213号の3をもって行った非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、2023年8月17日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の②入の記録(職員分、通常の決まった業務の決ま

った時間の記録以外の記録)」を対象とする公文書公開請求を行った。

2 処分庁は、「ＩＣカードリーダーシステムログ（２０２２年３月２０日地下駐車場出入口分のうち市民課職員〇〇〇〇分）」を対象文書として、２０２３年８月３１日付け２３町財活第２１３号の３「非公開決定通知書」により、条例第５条第１項第４号に該当するとして、審査請求人に対して、本件処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として２０２３年９月７日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、２０２３年９月２９日付け２３町財活第２３７号の２「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、２０２３年１０月１２日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、条例第１４条第２項の規定に基づき、２０２３年１１月１日付け２３町財活第２３７号の５「公文書非公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２４年１月３０日 審議

２０２４年２月１４日 事情聴取

２０２４年３月７日 口頭意見陳述

２０２４年３月１９日 審議

２０２４年４月１９日 審議

２０２４年５月２１日 審議

２０２４年６月１４日 審議

２０２４年７月１９日 審議

２０２４年８月２０日 審議

２０２４年１０月１１日 審議

２０２４年１１月１４日 審議

第４ 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次の主張をした。

（１）本公開請求内容は、不定な職員の不定な出入りであり、ランダムな現象である。ランダムデータを蓄積しても、頻度も傾向も現れないこ

とは科学の教えるところである。従って、公開により職員の出入りの頻度も傾向も判明し得ない。

- (2) 本公開請求は「入り」の記録であり、出の頻度は判明し得ない。入りの頻度が判明したからといって、人気のない時間帯を推測することは論理的に不可能である。

2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

I Cカードリーダーシステムログには、電気錠を開錠した日付、時刻、入室した職員の所属や氏名等が記載されており、これらの情報が「入りの記録」にあたるため、I Cカードリーダーシステムログ(2022年3月20日地下駐車場出入口分のうち市民課職員〇〇〇〇分)を対象文書とした。本件請求は、システムのログすべてではなく、「通常の決まった業務の決まった時間の記録以外の入りの記録(2022年3月20日の地下駐車場分)」に限定した公開を求めている。特定の日時、場所及び業務に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日時、場所で請求され、これらが公開された場合、データの蓄積によって、職員の出入りの傾向が判明し、執務室等の人気のない時間帯を推測することが可能となり、犯罪を誘発、助長する可能性もあることから、公開することにより保安上の支障が生じることとなり、市庁舎管理事務の適正な実施を著しく困難にすると認められるため、本件対象文書に記載されている情報を条例第5条第1項第4号に該当するものとして、非公開とした。

3 審査請求人は、反論書において主に次のとおり主張した

- (1) 本公開請求は「入り」の記録を求めたものである。入りの記録から出入りの傾向は判明しない。
- (2) 同様な情報公開請求とは通常の決まった業務の決まった時間の記録以外の記録であり、不定なデータの記録である。
- (3) 警備員等の通常の決まった業務の決まった時間の入りの記録は容易に分離して公開できるため、公開される請求内容は不定な入りの記録である。
- (4) 不定なデータであるランダムデータを蓄積しても頻度も傾向も現れないことは、科学の教えるところである。
- (5) 「同様の情報公開請求が別の日時で請求され、これらが公開された場合、データの蓄積によって職員の出入りの傾向が判明し、執務室等の

人気のない時間帯を推測することが可能となる」は証明されていない仮説である。

- (6) 公開請求の内容は、市庁舎と地下駐車場の間の扉の記録であり、執務室の記録ではない。執務室の記録は容易に分離して、当該地下駐車場の扉だけの記録を公開することができるため、請求内容を拡大解釈した、情報公開制度の趣旨に違反した非公開理由である。

第5 審査会の判断

1 対象文書と原処分

本件請求文書は、「2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける②入の記録（職員分、通常決まった業務の決まった時間の記録以外の記録）」である。

処分庁は市庁舎の執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用している IC カードシステムの記録である「IC カードリーダーシステムログ」のうち地下駐車場出入口分の市民課職員に係る入室記録を対象文書として特定したが、当該文書を公開すれば、保安上の支障を及ぼし、市庁舎管理事務の適正な実施を著しく困難にすると認められるから、条例第5条第1項第4号に該当するとして非公開決定をした。

2 条例第5条第1項第4号該当性

(1) 条例第5条第1項第4号

本号では公文書の公開請求があったときに、請求に係る公文書に、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、一定の事務について、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている場合に非公開情報に該当する旨を規定している。

本件では、対象文書を公開することによって生じる保安上の支障について述べていることから、以下では、対象文書の公開による保安上の支障の有無について判断する。

(2) 「IC カードリーダーシステムログ」について

当審査会が処分庁から聴取したところ、市庁舎内では、機密情報や個人情報記載された重要な書類が保管されている職員の執務場所等、原則として職員や委託業務を受けた者以外の第三者が入ることが想定さ

れていない区画があり、そのような区画を「セキュリティ区画」として、その出入口には、IC カードを IC カードリーダーに読み込ませることにより開錠する電気錠を設置しているということである。そして、電気錠を開錠した場合には、①開錠した日付、②時刻、③ポイント ID、④ポイント名称、⑤ステータス、⑥アラームステータス、⑦出入モード、⑧出入ステータス、⑨管理番号、⑩所属、⑪氏名、⑫ユーザー管理区分、⑬エリア番号、⑭ルーム番号、⑮ルーム種別、⑯ルーム管理区分、⑰運用区分が記録され、IC カードリーダーシステムログとして保存されることになる。

(3) 審査請求人が公開を求める電気錠の設置場所について

審査請求人が公開を求めるのは、市庁舎と地下駐車場をつなぐ出入口のドア（以下「本件ドア」という。）の開閉記録である。本件ドアの電気錠につき、IC カードリーダーが設置されているのは地下駐車場側のみで、市庁舎内側には IC カードリーダーは設置されていない。

また、本件ドアの駐車場側の壁には、所属、氏名、入庁時間、退庁時間を記入する「市庁舎 入退庁者記録簿」が備え付けられている。

(4) 保安上の支障の有無

処分庁は、本件請求は特定の日時、場所及び業務に限定されたものであるが、同様の請求が別の日時、場所についてなされた場合、職員の出入りの傾向が判明し、執務室等の人気のない時間帯を推測することが可能になり、犯罪を誘発、助長する可能性があることから、公開することにより保安上の支障が生じ、市庁舎管理事務の適正な実施を著しく困難にすると主張する。

これに対して、審査請求人は、審査請求人が求めるのは地下駐車場の扉の入りの記録だけであり、執務室の記録は求めておらず、執務室等の人気のない時間帯を推測することにはつながらず、保安上の支障を及ぼすおそれはないと主張し、市庁舎 1 階南の休日・夜間出入口に備え付けられた「市庁舎 入退庁者記録簿」が公開されている事実等を摘示する。

当審査会において、処分庁に対し、「市庁舎 入退庁者記録簿」との取扱いの違いの根拠を確認したところ、「セキュリティ区画」に当たるか否かの違いであるとの説明がなされた。処分庁によれば、「セキュリ

ティ区画」の具体的な定義は設けられていないものの、前述のとおり、「セキュリティ区画」の出入口には、電気錠を設けているところ、本件ドアには電気錠が設置されていることから、「セキュリティ区画」に当たるが、市庁舎 1 階南の休日・夜間出入口には、電気錠が設置されておらず、「セキュリティ区画」には当たらないので、「市庁舎 入退庁者記録簿」を公開しても保安上の支障は生じないと判断したということであった。

たしかに、本件ドアには電気錠が設置されているが、平日は電気錠による施錠はされておらず、誰でも駐車場から出入りができるようになっており、電気錠が利用されているのは休日のみである。処分庁の「セキュリティ区画」の説明にもとづけば、平日か休日かによって、セキュリティ区画か否かという性質が変わるものではなく、むしろ一般的に執務がなされる平日には電気錠が利用されていないことに鑑みるならば、本件ドアをセキュリティ区画への出入口としての取扱いをする必要があるとは認められない。

処分庁が対象文書として特定した「IC カードリーダーシステムログ」のうち、市民課職員分の入室記録については、本件ドアの市民課職員 1 名分の、入室時刻等が記載されている。仮に処分庁が主張するように、別の日時、場所について同様の請求がなされたとしても、本件ドアがセキュリティ区画への出入口ではないということを前提とすれば、システム管理するために割り当てられているポイント ID、運用区分情報等を除いた、日付、時刻、ポイント名称、出入ステータス、所属 1、所属 2、氏名の記録内容を公開することによって、職員による開錠時間が明らかになったとしても、保安上の支障が生じるおそれがあるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件文書に対する審査請求人の請求は、①開錠した日付、②時刻、④ポイント名称、⑧出入ステータス、⑩所属、⑪氏名部分に関する限度で、認められると解するのが相当である。

4 付言

請求する公文書の内容の範囲及び内容に関する表現を変えた本件と類似の請求が複数（2023 年度 1 号から 6 号事件、及び 8 号事件）なさ

れている。これらの事件においては、処分庁は、市庁舎内の電気錠に関するシステムログ全体を対象文書と特定した。その結果、たとえ部分公開であっても、保安上の支障が生じうることから、全部非公開との決定がなされている。

本件では、処分庁は、これまでの非公開決定を受け、請求人の意向をよく確認した上、請求人が求めるのが、システムログ全体ではなく、システムログから特定の場所・時間帯・職員に関するデータだけを抽出したものであるとして、対象文書を特定した。そのため、当審査会では、前記事件とは異なり、請求を一部認め、一部公開との答申をすることとなった。

本件のように対象文書の特定の仕方によって、公開の可否に関する決定が異なることもありうる。対象文書の特定に当たっては、処分庁は請求人の請求意図を踏まえた上で、文書を適切に特定するように努めることが期待される。